

地方自治法等の改正についての意見

平成23年2月23日
全国知事会

先般、総務大臣・地方六団体会合が開催され、「地方自治法の一部を改正する法律案（概要）」（以下「改正案」という。）等について意見交換が行われた。

今回の改正案は、二元代表制を中心とした我が国地方自治制度の根幹に関わる大きな改正を含んでいる。しかし、総務大臣・地方六団体会合の際にも指摘したように、総務省に設置された地方行財政検討会議での十分な議論が尽くされていない項目や、委員間のコンセンサスが得られていない項目が多い上、地方側がこれまでに指摘してきた論点についても十分な回答がなされているとは言えない。

ここに、全国知事会としての基本的な考え方を改めて示すので、これを十分踏まえた対応を強く要請する。

1 適正な手続きにより地方自治法見直しの検討を行うこと

国は、昨年12月に本会も含め地方側から提出した意見に対する明確な回答を示すとともに、決定に至った検討の経緯や判断とする根拠などについて十分な説明を行い、適正な手続きにより地方自治法の一部改正案を検討すべきである。

地方自治制度は、住民、議会、首長も含め現場の当事者による真摯な努力を前提としている。完璧な制度というものは無く、運用次第では、予期せぬ結果を生じさせる可能性がある。今回のような抜本的な見直しに当たっては、これまで地方制度調査会において十分な議論がなされてきたところであるが、今回はこのような丁寧な手続きがとられていない。制度変更によって起こりうる様々な弊害等についてさらに多面的かつ慎重な検討を行うべきである。

2 今回の改正案について

(1) 住民投票制度の創設について

現行の地方自治制度は議会制民主主義が基本であり、住民投票の結果に拘束力を持たせることは、この制度の根幹を大きく変質させるものである。地方行財政検討会議の議論でも慎重意見が強く、制度の対象とする範囲や議会のあり方の見直しとの整合性なども含め十分な議論が尽くされたとは考えられず、今国会での法改正には反対する。

(2) 直接請求に係る地方税の賦課徴収等の除外規定の削除について

現行法が直接請求の対象から除外している地方税の賦課徴収等に関する条例は財政的に見て自治体の行財政運営全体に大きな影響を与えるもので、安易な減税要求の乱発の防止や、受益と負担の均衡の確保という観点から、要件の厳格化などについても多角的な検討を行うべきであり、今国会での法改正には反対する。

(3) 解散・解職請求に必要な署名数要件の緩和について

直接請求の乱発によって住民生活に無用の混乱を生むことがないようにすべきである。署名数の要件については平成14年の改正で既に緩和されているところであり、署名収集期間の延長（政令改正で可能）によって対応すべきと考える。

(4) 条例・予算の専決処分を議会が不承認とした場合の長の対応義務について

期限間際の日切れ法案成立を受けた条例改正や災害発生時の予算執行など、専決処分によらざるを得ないケースは避けられない。このような場合も含め、議会の承認が得られない場合に、全て一律に条例改正案、補正予算案の提出を義務付けることは円滑な行政運営の観点から極めて問題が大きい上、利害関係者に生じうる影響に対する配慮が必要であり、今国会での法改正には反対する。

(5) 地方議会の会期について

現行法下でも通年議会を開催することは可能であり、あえて法改正し制度化する必要はない。

(6) 一般選挙後で議長がいない場合の総務大臣等による臨時会の招集について

議長がいない場合については、年長の議員が職務を行う臨時議長の制度（自治法107条）を援用する方法も考えられる。議会の自律性の確保、住民自治ということ考えると、総務大臣等が臨時会を招集する制度は不適切である。

(7) 一部事務組合・広域連合等について

一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化は、広域的な枠組みの維持による安定的な事務の執行に支障を生じるおそれもあり、更に慎重な検討が必要である。

一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができると改正する点については、規約改正と同様に全ての構成団体議会で予算や条例等の議決を要することで住民意思の反映は確保できるものの、一部事務組合の性格によっては（例えば公営競技を行うものなど）、特に経営の柔軟性を失うおそれもあるため、更に慎重な検討が必要である。

また、現行法では、広域連合は国に権限移譲を求めることができるが、国には回答義務がない。現在、国の出先機関の廃止に伴う受け皿として広域連合の活用が検討されており、広域連合の権限強化を図るため、国からの回答義務を設けるべきである。

特に、広域連合への新規加入に係る手続きについては、柔軟性を高めるため、全構成団体の議会の議決に代えて、広域連合及び新規加入団体の議会の議決を要するものとする等、手続きの簡素化が必要である。

3 地方財政関係法改正について

国等への寄附原則禁止の見直し等地方財政関係法令の改正に関しても、昨年末に提出した意見書への真摯な回答をはじめ、さらに地方の意見も十分に踏まえつつ検討を進めるべきである。